

平成 27 年

第 2 回定例会

議案第 11 号

平成 26 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から平成 26 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成 27 年 11 月 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

平成 27 年

第 2 回定例会

議案第 12 号

平成 26 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から平成 26 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

平成 27 年 11 月 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

平成 27 年

第 2 回定例会

議案第 13 号

平成 27 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 165 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,441,265 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 11 月 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,421,884	千円 △ 238,384	千円 1,183,500
	1 負 担 金	1,421,884	△ 238,384	1,183,500
4 繰 入 金		13,700	119,275	132,975
	1 基 金 繰 入 金	13,700	119,275	132,975
5 繰 越 金		1	119,274	119,275
	1 繰 越 金	1	119,274	119,275
歳 入 合 計		1,441,100	165	1,441,265

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		千円 1,261,577	千円 165	千円 1,261,742
	1 他 会 計 繰 出 金	1,261,576	114	1,261,690
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	1	51	52
歳 出 合 計		1,441,100	165	1,441,265

平成 27 年

第 2 回定例会

議案第 14 号

平成 27 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算
(第 1 号)

平成 27 年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,589,662 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 811,125,850 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 11 月 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		千円 129,827,925	千円 △ 2,116,488	千円 127,711,437
	1 市町村負担金	129,827,925	△ 2,116,488	127,711,437
4 支払基金交付金		317,064,640	△ 5,610,665	311,453,975
	1 支払基金交付金	317,064,640	△ 5,610,665	311,453,975
7 繰入金		6,355,607	△ 5,073,209	1,282,398
	1 一般会計繰入金	1,261,576	114	1,261,690
	2 基金繰入金	5,094,031	△ 5,073,323	20,708
8 繰越金		1	34,390,024	34,390,025
	1 繰越金	1	34,390,024	34,390,025
歳入合計		789,536,188	21,589,662	811,125,850

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 789,186,025	千円 4,370,250	千円 793,556,275
	1 総務管理費	6,248,440	△ 5,073,323	1,175,117
	2 保険給付費	782,937,585	9,443,573	792,381,158
3 諸支出金		342,043	17,219,412	17,561,455
	2 償還金及び 還付加算金等	72,501	17,219,412	17,291,913
歳出合計		789,536,188	21,589,662	811,125,850

平成 27 年

第 2 回定例会

議案第 15 号

専決処分の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議
について）

平成 27 年 9 月 16 日、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条
第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議をすること
について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認
を求める。

平成 27 年 11 月 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「、南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「、道央地区環境衛生組合」、「、南渡島青少年指導センター組合」、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「、南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後		現行	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局 <u>（15）</u>	（略）北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合（略）	石狩振興局 <u>（16）</u>	（略）北海道市町村備荒資金組合、 <u>道央地区環境衛生組合</u> 、石狩教育研修センター組合（略）
渡島総合振興局 <u>（16）</u>	（略）山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合（略）	渡島総合振興局 <u>（17）</u>	（略）山越郡衛生処理組合、 <u>南渡島青少年指導センター組合</u> 、南渡島消防事務組合（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
十勝総合振興局 <u>（25）</u>	（略）北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、 <u>とかち広域消防事務組合</u>	十勝総合振興局 <u>（28）</u>	（略）北十勝2町環境衛生処理組合、 <u>東十勝消防事務組合</u> 、池北三町行政事務組合、 <u>北十勝消防事務組合</u> 、 <u>西十勝消防組合</u> 、 <u>南十勝消防事務組合</u> 、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2～7（略）	（略）白老町、音更町、土幌町、 <u>上土幌町</u> 、 <u>鹿追町</u> 、 <u>新得町</u> 、 <u>清水町</u> 、 <u>芽室町</u> 、 <u>中札内村</u> 、 <u>更別村</u> 、 <u>大樹町</u> 、 <u>広尾町</u> 、 <u>幕別町</u> 、 <u>池田町</u> 、 <u>豊頃町</u> 、 <u>本別町</u> 、 <u>足寄町</u> 、 <u>陸別町</u> 、 <u>浦幌町</u> 、 <u>白糠町</u> （略）日高中部消防組合、釧路東部消防組合（略）	1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2～7（略）	（略）白老町、白糠町 （略）日高中部消防組合、 <u>東十勝消防事務組合</u> 、 <u>西十勝消防組合</u> 、 <u>南十勝消防事務組合</u> 、 <u>北十勝消防事務組合</u> 、 <u>池北三町行政事務組合</u> 、 <u>釧路東部消防組合</u> （略）
8（略）	（略）	8（略）	（略）
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合（略）山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合（略）北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合（略）十勝中部広域水道企業団、 <u>とかち広域消防事務組合</u> 、川上郡衛生処理組合（略）	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）北海道市町村備荒資金組合、 <u>道央地区環境衛生組合</u> 、石狩教育研修センター組合（略）山越郡衛生処理組合、 <u>南渡島青少年指導センター組合</u> 、南渡島消防事務組合（略）北十勝2町環境衛生処理組合、 <u>東十勝消防事務組合</u> 、池北三町行政事務組合、 <u>北十勝消防事務組合</u> 、 <u>西十勝消防組合</u> 、 <u>南十勝消防事務組合</u> 、南十勝複合事務組合（略）十勝中部広域水道企業団、川上郡衛生処理組合（略）
10（略）	（略）	10（略）	（略）

平成 27 年

第 2 回定例会

議案第 16 号

専決処分の承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更の協議について）

平成 27 年 9 月 16 日、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更の協議をすることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 27 年 11 月 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とちち広域消防事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条</p> <p>この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から統合的に統一完備することによつて、町村財政の安定と健全化をはかり、<u>議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条</p> <p>この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員等の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から統合的に統一完備することによつて、町村財政の安定と健全化をはかり、<u>併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。</u></p>
<p>別表第1</p> <p>石狩郡当別町 （略） 日高東部衛生組合</p> <p>渡島西部広域事務組合 （略） 安平・厚真行政事務組合</p> <p>北空知広域水道企業団</p> <p>十勝圏複合事務組合 （略） 西天北五町衛生施設組合</p> <p>北空知学校給食組合 （略） 岩内地方衛生組合</p> <p>北海道市町村備荒資金組合 （略） 長幌上水道企業団</p> <p>西紋別地区環境衛生施設組合 （略） 道央廃棄物処理組合 <u>とちち広域消防事務組合</u></p>	<p>別表第1</p> <p>石狩郡当別町 （略） 日高東部衛生組合 <u>道央地区環境衛生組合</u> 渡島西部広域事務組合 （略） 安平・厚真行政事務組合 <u>東十勝消防事務組合</u> 北空知広域水道企業団 <u>西十勝消防組合</u> 十勝圏複合事務組合 （略） 西天北五町衛生施設組合 <u>南十勝消防事務組合</u> 北空知学校給食組合 （略） 岩内地方衛生組合 <u>北十勝消防事務組合</u> 北海道市町村備荒資金組合 （略） 長幌上水道企業団 <u>南渡島青少年指導センター組合</u> 西紋別地区環境衛生施設組合 （略） 道央廃棄物処理組合</p>

平成27年

第2回定例会

報告第3号

例月現金出納検査結果報告（平成27年1月～8月）

平成27年1月～8月の例月現金出納検査結果について、別紙のとおり監査委員から報告があったので提出する。

平成27年11月4日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

会期の決定について

平成27年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会の会期を次のとおり決定する。

平成27年11月4日の1日間とする。

平成27年11月4日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄